

## 川崎市公告第672号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年2月26日

川崎市長 福田 紀彦

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

令和8年度川崎市立小学校における移動動物園実施業務委託

#### (2) 履行場所

川崎市立小学校

#### (3) 履行期限

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (4) 概要

希望する川崎市立小学校（以下「各学校」という。）に対し、動物等を搬入し、児童が動物と接する機会を提供する。

### 2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

#### (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

#### (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

#### (3) 令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されていること。

### 3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3（1）の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」（<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。

#### (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所南庁舎7階  
（郵送先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 徳丸担当

電話 044-200-3329 FAX 044-200-2853

電子メール 88sidou@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和8年2月26日(木)から令和8年3月4日(水)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出書類

競争入札参加申込書

(4) 提出方法

郵送又は持参とします。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争入札参加申込書を提出した者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和8年3月5日(木)までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

イ 質問受付期間

令和8年3月5日(木)から令和8年3月9日(月)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

ウ 質問受付方法

電子メールまたはFAXに限ります。

電子メールおよびFAX番号は3(1)と同じ

(2) 回答

ア 回答日

令和8年3月10日(火)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

## 6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

## 7 入札手続等

### (1) 入札方法

ア 入札は移動動物園事業を各校で実施する1回分の単価(税抜き)で行います。また、この金額には委託事業実施に際して必要となる一切の費用を含むものとします。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に封入して持参してください。

### (2) 入札書の提出日時・場所

ア 入札日時 令和8年3月16日(月)午前11時00分

イ 入札場所 川崎市役所南庁舎7階 会議室

### (3) 入札の提出方法

持参とします。

### (4) 入札保証金

免除

### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

### (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

### (7) 再度入札

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得の規定で無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

## 8 契約手続等

### (1) 契約保証金

ア 契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

イ ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じです。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。